

医政第959号  
平成24年1月18日

熊本市保健所長様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長  
(公印省略)

「保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」の  
一部改正について

のことについて、厚生労働省政策統括官（社会保障担当）から別添のとおり通知  
がありましたので、お知らせします。

なお、下記関係団体へは別途周知しておりますので、申し添えます。

記

社団法人 熊本県医師会  
社団法人 熊本県歯科医師会  
社団法人 熊本県薬剤師会  
社団法人 熊本県看護協会  
熊本県公的病院長会  
全日本病院協議会熊本県支部  
全国自治体病院協議会熊本県支部

医療政策課 総務・医事班（担当：富野）  
TEL：096-333-2205  
FAX：096-385-1754  
メール：tomino-j@pref.kumamoto.lg.jp



政社発1221第1号  
平成23年12月21日

各 都道府県知事  
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省政策統括室（社会保障担当）



「保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」の  
一部改正について

今般「保健医療情報標準化会議」において「新たに厚生労働省において保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」（平成23年11月14日保健医療情報標準化会議）が提言されたことを受け、新たに、下記の規格についても、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格（平成22年3月31日 医政発0331第1号。以下「厚生労働省標準規格」という。）として認めることとし、別紙のとおり改正することとしたため、貴職におかれても、御了知の上、関係者に周知方をお願いする。

また、厚生労働省における医療機関を対象とした医療情報の交換・共有による医療の質の向上を目的とした「厚生労働省電子的情報交換推進事業」の成果や<sup>\*1</sup>、経済産業省における複数の情報処理事業者間で開発されたシステムの相互運用の推進・普及を図ることを目的とした「医療情報システムにおける相互運用性の実証事業」の成果<sup>\*2</sup>の活用についても、引き続き積極的な検討をお願いしたい。

記

1. HS013 標準歯科病名マスター
2. HS014 臨床検査マスター
3. HS016 JAHIS 放射線データ交換規約



※1 : SS-MIX 普及推進コンソーシアム

(<http://www.hci-bc.com/ss-mix/ssmix/index.html#ssmix>) 参照

※2 : 実証事業報告書 ([http://www.nss-med.co.jp/project/project3\\_1.html](http://www.nss-med.co.jp/project/project3_1.html)) 参照

保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について  
(※二重下線部が追加の規格)

1 厚生労働省標準規格

厚生労働省標準規格は以下の規格等とする。

- HS001 医薬品 HOT コードマスター
- HS005 ICD10 対応標準病名マスター
- HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書（患者への情報提供）
- HS008 診療情報提供書（電子紹介状）
- HS009 IHE 統合プロファイル「可搬型医用画像」およびその運用指針
- HS010 保健医療情報・医療波形フォーマット－第 92001 部：符号化規則
- HS011 医療におけるデジタル画像と通信（DICOM）
- HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約
  
- HS013 標準歯科病名マスター
- HS014 臨床検査マスター
- HS016 JAHIS 放射線データ交換規約

※標準規格の名称は、医療情報標準化指針（医療情報標準化推進協議会）における名称を使用。

※規格の詳細については、医療情報標準化推進協議会のホームページを参照すること。

<http://helics.umin.ac.jp/>

2 厚生労働省標準規格について

医療機関等における医療情報システムの構築・更新に際して、厚生労働省標準規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安全に資するものである。また、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していく上で必須である。

このため、今後厚生労働省において実施する医療情報システムに関する各種施策や補助事業等においては、厚生労働省標準規格の実装を踏まえたものとする。

厚生労働省標準規格については、医療機関等に対し、その実装を強制するものではないが、標準化推進の意義を十分考慮することを求めるものである。

医療機関等に求められている標準化、相互運用性確保については「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.1 版」第 5 章を参照すること。

3 厚生労働省標準規格の更新について

厚生労働省標準規格については、今後「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ、適宜更新していくものである。